

授業支援システム導入事業に係るプロポーザル実施要領

1. 適用範囲

本実施要領は、「業務支援システム導入事業」のプロポーザル方式による業者選定実施にあたり、必要事項及び手続き等に適用する。

2. 目的

この要領は、授業支援システム導入事業の業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

3. 業務の概要

- (1) 授業支援システム導入事業
- (2) 授業支援システム導入事業仕様書のとおり
- (3) 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

総額 6, 7 8 2, 9 0 0 円

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

参加資格は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (エ) その他関連法規を遵守すること。

6. 参加申込・企画提案書等の作成および提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下（１）の書類を令和７年６月６日（金）までに、「12. 問い合わせ・提出先」まで持参または郵送で提出すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」によることとし、受付期限までに必着とする。

（１）提出書類・必要部数

- （ア）参加申込書（別紙１）・・・１部
- （イ）企業概要（任意様式）・・・７部
 - ・企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容等
 - ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可
- （ウ）導入実績調書（任意様式）・・・７部
 - ・実績を記載したものを提出すること。
- （エ）企画提案書（任意様式）・・・７部（30ページ以内）
- （オ）参考見積書・・・（任意様式）７部ただしA4版とする。

（２）企画提案書記載事項

- （ア）システム概要
 - ・仕様の基本的な考え方を踏まえ、提案の概要を簡潔に記述していること。
 - ・システムの全体像について記述していること。
- （イ）システムの特徴
 - ・他のシステムと比較して優れている点を記述していること。
 - ・機能ごとに、仕様書で示す機能要件に対して、実現方法の提案を行うこと。
 - ・実現にあたって留意点等があれば具体的に記述すること。
- （ウ）導入スケジュール
 - ・スケジュールを記述すること。
- （エ）事業実施体制
 - ・事業の実施体制を記述すること。
- （オ）運用・保守
 - ・システム保守及び運用支援について実施内容を記述すること。

（３）参考見積書

- ①システム導入費用
 - ・システム導入時に係る全ての経費（ソフトウェア・研修費等）
- ②保守・運用費用
 - ・ソフトウェアの保守や運用支援に要する経費を導入の翌年度から３年間の経費を年度ごとに記載すること。

7. 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（別紙2）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、事務局へ電子メール（必要に応じてFAX可）にて送付すること。

なお、質問書の提出期限は、令和7年5月28日（水）正午までとする。質問書に対する回答は令和7年6月2日（月）午後5時までに回答する。なお、回答書（別紙3）は、町ホームページに掲載。

8. プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

（1）実施日時

令和7年6月中旬

各者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

（2）実施場所

甲良町公民館会議室

（3）その他

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡することとし、ノートパソコン等を持参すること。また、機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること。

9. 提案の審査および契約予定者の決定方法

審査は、町が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、別紙「業者選定規準」に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーションの内容の評価により選考し、総合点が最も高い者を契約締結交渉の相手方として選定する。ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

10. 審査及び特定結果の公表

（1）プロポーザルを特定するための評価は、別紙「業者選定規準」に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーションの内容の評価により選考し、総合点が最も高い者を契約締結交渉の相手方として選定する。ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

（2）無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

（ア）プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

（イ）プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

（ウ）虚偽の内容が記載されている場合。

- (3) プロポーザルを提出した全ての業者に対して、特定結果を通知する。
- (4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- (5) 特定結果については、令和7年6月中旬に通知する。
- (6) 特定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (7) 契約締結

上記(1)により選定した相手方と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、甲良町財務規則(昭和39年規則第4号)に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等に基づき、企画提案書の内容について一部変更することがある。

なお、この契約は地方自治法234条の3による長期継続契約とする。

この入札は、「甲良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成23年条例第2号)」に基づく長期継続契約に係る入札です。契約期間は3年としますが、議会の承認による債務負担行為を設定していませんので、契約期間中の年度に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を町に請求することができます。また、協議が不調となった場合は、次点の者を契約締結交渉の相手方とする。

1 1. その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 甲良町は、当該業務契約にあたり、特定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。

1 2. 問い合わせ・提出先

甲良町教育委員会教育総務課
住所滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1
電話0749-38-5070
FAX0749-38-4336
メールアドレス kyoui@town.koura.lg.jp